

鹿角市歴史民俗資料館
指定管理者募集要項

令和8年9月
秋田県鹿角市

鹿角市歴史民俗資料館指定管理者募集要項

【目 次】

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定期間	1
4	指定管理料	2
5	利用料金	3
6	応募者の参加資格等	3
7	指定候補者の審査基準及び選定	4
8	指定管理者の指定及び協定等	5
9	募集要項の配布	5
10	現地説明会	5
11	応募方法等	5
12	その他	7

鹿角市（以下「市」という。）は、鹿角市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年鹿角市条例第 1 号）の規定により、下記のとおり当該施設を管理する指定管理者の候補を募集します。

1. 対象施設の概要

名称	鹿角市歴史民俗資料館
所在地	鹿角市花輪字中花輪 113 番地
設置目的	歴史的価値のある文化財施設を活用して歴史資料及び民俗資料の保存と活用を図ることにより、市民文化の向上に資することを目的とする。
建物概要	資料館：木造平屋建 ・ 建築年：大正 5 年（平成 29 年 2 月内外部改修） ・ 敷地面積：2,251 m ² ・ 延床面積：493.5 m ² ※平成 3 年 3 月に市文化財に登録 物置：プレハブ造平屋建 ・ 建築年：平成 29 年 10 月 ・ 延床面積：5.6 m ²
施設概要	展示ホール（324.65 m ² ）、特別展示室（29.81 m ² ）、管理事務室（33.12 m ² ）、収蔵室（23.19 m ² ） その他：トイレ、廊下等（82.76 m ² ）

2. 指定管理者が行う業務

指定管理者の行う業務は次のとおりです。詳細は別紙「鹿角市歴史民俗資料館指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」という。）を参照してください。

- ① 資料館の管理運営業務
- ② 資料館の施設設備の維持管理に関する業務
- ③ その他付随業務

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間（予定）とします。

ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあ

ります。

その場合において、指定管理者に生じた損害については、市は責任を負いません。

なお、指定の期間は、鹿角市議会の議決（12 月定例市議会を予定）を経て、正式に決定します。

4. 指定管理料

（1）指定管理料

市は、資料館の管理運営業務に係る経費を、指定管理料として支払います。

なお、指定管理料の基準額は次のとおりとしますので、申請者は、事業計画・収支計画については、基準額を参考に提案をしてください（基準額を超える提案を否定するものではありません。）。

最終的な指定管理料は、指定管理者（初年度においては指定候補者）の提案を基準に、市と指定管理者（初年度においては指定候補者）が協議を行い、年度ごとに年度協定により決定することになるため、申請時における提示額を保証するものではありません。

指定管理料基準額※消費税及び地方消費税を含む 9,035 千円／年

- ① 上記の金額は、消費税を 10%として積算しています。収支計画書における各年度の積算額についても消費税は 10%として作成してください。今後、消費税率が変更された場合は、指定管理料の変更等について、市と協議することとします。
- ② 指定管理料については、基本的に過不足による精算は行いません。ただし、天災、不可抗力など指定管理者の責によらない事由の場合は、市と協議することとします。

（2）積算基礎に含まれている経費

人件費、施設及び設備に関する維持管理経費、事業費及びその他運営費（管理運営仕様書兼要求水準書中、「5. 指定管理者が行う業務」の（4）に掲げる自主事業に係る経費は除く）

（3）積算基礎に含まない経費（市が直接支払う経費）

敷地内の早朝の重機除雪業務及び排雪業務に係る委託料

5. 利用料金

（1）利用料金制度

資料館においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

(2) 減免・還付

指定管理者は、鹿角市歴史民俗資料館条例第 15 条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は第 16 条の規定により利用料金を還付することができます。減免及び還付については、条例及び規則に定めるところにより行うこととします。

(3) 前受金の引継について

指定期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を協定に定めるところにより新たな指定管理者又は市に引き継ぐこととします。

6. 応募者の参加資格等

(1) 応募資格

管理運営仕様書兼要求水準書に掲げる業務を確実、円滑に遂行でき、将来に渡って資料館の発展、向上を目指す熱意のある者（法人格は不問、個人での応募は不可）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は参加資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団・暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うなど暴力団・暴力団員との関係が認められる団体等
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続をしている法人
- ④ 当該団体等の責に帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しから 5 年を経過していない者
- ⑤ 応募書類提出時において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ⑥ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）、第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- ⑦ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者
- ⑧ 過去 3 年間に於いて、国税・都道府県税・市町村民税を滞納している者

(2) 応募条件

- ① 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めてください。
- ② 単独で応募した法人は、ほかの共同事業体の応募の構成員になることはできません。
- ③ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。
- ④ 共同事業体の構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると

認める場合はこの限りではありません。

7. 指定候補者の審査基準及び選定

(1) 審査基準

- ① 市民の平等な利用が確保されるものであること。
 - ・施設の設置目的の理解度
 - ・施設の管理運営の基本的考え方（公共性の確保、法令の順守等を含む）
- ② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。
 - ・利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組
 - ・施設の利用促進のための具体的取組
 - ・地域の文化がさらに向上する自主事業
 - ・地域の文化の発展やまちなかの賑わいづくりに貢献するための具体的取組
 - ・地域、関係団体、学校等との連携
 - ・地元の経済活動を促進し、発展させるための具体的取組
- ③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること。
 - ・管理運営に係る経費縮減、経費積算の内容と妥当性
 - ・効率的管理のための創意工夫
 - ・収支計画の実現性
- ④ 管理を安定して行う能力を有するものであること。
 - ・施設を安定的に管理運営できる人的体制（職員体制）
 - ・職員の能力向上のための方策（人材育成）
 - ・施設を安定的に管理運営できる財政的基盤
 - ・危機管理体制、安全管理のための方策
 - ・類似施設の運営実績

(2) 指定候補者選定方法

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションについては、11月2日（月）午後から予定しております（後日、メールにより連絡します）。

- ① 指定候補者の選定は、鹿角市指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）における審査結果を踏まえて選定します。
- ② 指定候補者の選定結果については、後日、各申請者に文書で通知するものとします。

8. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

あらかじめ選定した候補者を鹿角市議会の議決（12 月定例市議会を予定）を経て指定管理者の指定とします。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と詳細を協議の上、協定を締結するものとします。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は、年度協定で定めるものとします。

9. 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
（土日、祝日を除く。午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 配布場所

- ① 鹿角市観光戦略部文化財・世界遺産課（鹿角市花輪字新田町 11 番地 4）
- ② 鹿角市ホームページからダウンロード

10. 現地説明会

施設及び申請要領に関する説明会を次のとおり開催します。

- ・日時：令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 2 時から
- ・場所：鹿角市歴史民俗資料館（鹿角市花輪字中花輪 113 番地）

説明会に参加する場合は、別紙「現地説明会参加申込書」を令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時までに鹿角市観光戦略部文化財・世界遺産課へ提出してください。（メール又は F A X、電話不可）

なお、説明会への参加人数は各団体等 2 人までとします。

また、説明会には、募集要項等をご持参ください。

11. 応募方法等

(1) 応募書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 申請資格証明書
 - ・登記事項証明書（全部事項証明書）：法人の場合
 - ・代表者の身分証明書：非法人の場合
 - ・納税証明書：課税対象団体のみ

下記に掲げる過去 3 事業年度分の納税証明書を提出してください。

ア 国税に係る納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）

※国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3

イ 本社所在地の都道府県税（法人事業税・法人都道府県税）に係る納税証明書及び市町村民税（法人市町村税）に係る納税証明書

ウ 申請者（支店・営業所等）において納税義務がある都道府県税（法人事業税・法人都道府県税）に係る納税証明書及び市町村民税（法人市町村民税）に係る納税証明書

③ 共同事業体構成表：共同事業体のみ（様式第 2 号）

④ 事業計画書（様式第 3 号）

⑤ 自主事業計画書（様式第 4 号）

※ 自主事業の実施が認められない場合、指定管理者指定申請そのものを辞退する可能性がある申請者は、必ずその旨を自主事業計画書に明示すること。

⑥ 収支計画書（様式第 5 号）

⑦ 団体の経営状況を証明する書類（直近の会計年度のもの）

⑧ 団体の活動内容等を記載した書類

- ・ 活動実績書（任意様式）
- ・ 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類（写）
- ・ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

※すべての書類について、A4 判片面での提出としてください。

（2）応募期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
（土日、祝日を除く。午前 9 時から午後 4 時まで）

（3）提出場所

鹿角市観光戦略部文化財・世界遺産課
（鹿角市花輪字新田町 11 番地 4 道の駅かづの 2 階）

（4）提出部数、提出方法

提出部数は 17 部（正本 1 部、副本 16 部（複写可））とし、直接持参してください。郵送等による受付は行いません。

（5）質問等について

① 提出方法

質問は、別紙「質問票様式」により観光戦略部文化財・世界遺産課へ提出してください。（メール又は F A X 可）

電話、訪問その他口頭による問い合わせは受け付けません。

② 提出期限

令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 4 時まで

③ 回答方法

本市の公式ホームページで随時公表しますので、各団体等の責任において確認してください。（その他の方法での回答は行いません。）

なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなします。

また、最終の公表期限は令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時とします。

（６）申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

（７）無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書の記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

12. その他

- ① 提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。
- ② 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- ③ 提出書類は、情報公開請求により開示することがあります。
- ④ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。